

学齡期の児童生徒の不登校の状況及び相談・支援体制の現状

教育大綱 施策③

～不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実

教育大綱 施策⑬

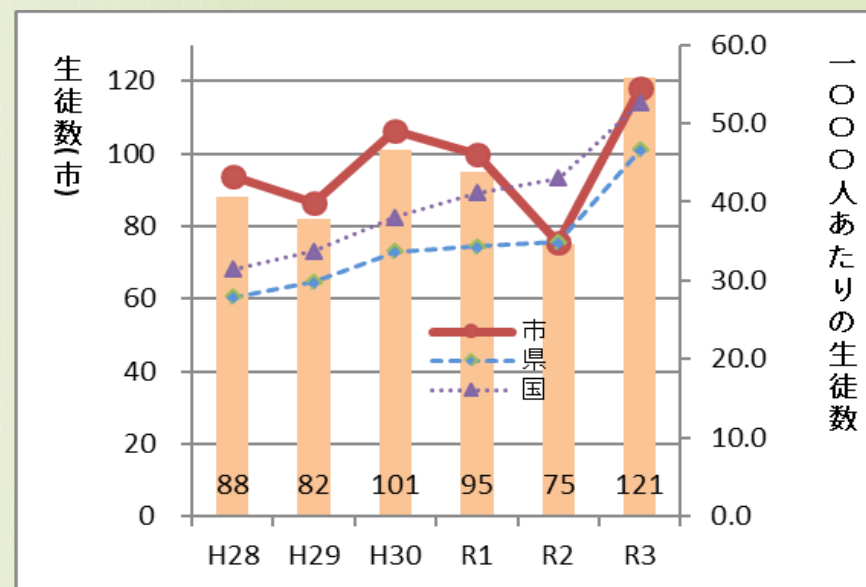
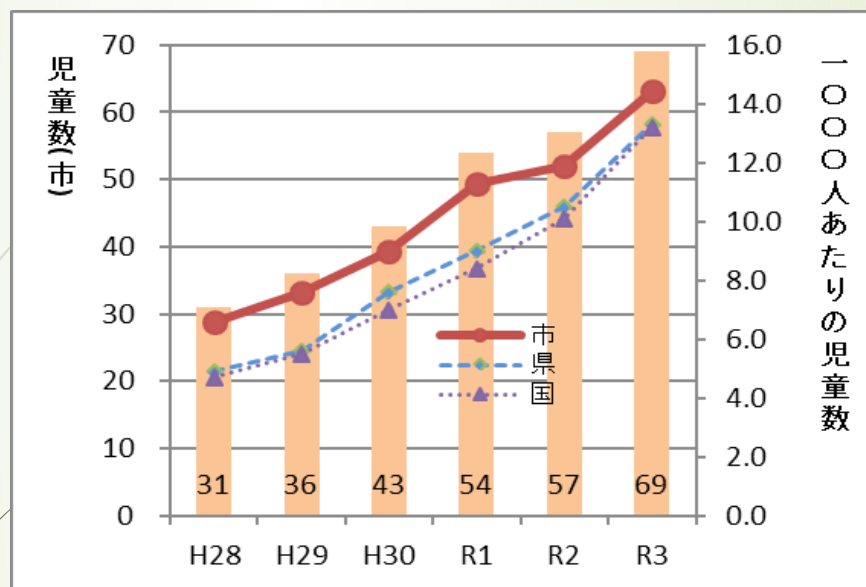
～子どもの育ちを支える親の学びや相談・支援体制の充実～

学校教育課

不登校児童生徒の状況

～令和3年度 文部科学省の諸課題調査から～

	全国	本市
不登校児童生徒数 (＊病欠・事故欠等を除き年間30日以上欠席者)	244,940人 (前年度196,127人)	190人 (前年度 132人)
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小学校・中学校あわせて 25.7人(前年度20.5人) 小学校 13.0人 中学校 50.0人	小学校・中学校あわせて 27.1人(前年度19.0人) 小学校 14.4人 中学校 54.4人



	小学校				中学校			
	市(人)	市	県	国	市(人)	市	県	国
R2	57	11.9	10.5	10.1	75	34.8	34.9	43.0
R3	69	14.4	13.3	13.0	121	54.4	46.6	50.0

総括として、本市の不登校児童生徒数は、国や県と比較して多い状況に
 変わりないものの、**国や県との差は縮まってきている。**

不登校児童生徒の欠席状況の割合(R3)

		全国	本市	本市小学校	本市中学校
不登校児童生徒数		244,940人	190人	69人	121人
欠席日数90日未満の割合		45.0%	52.6% (100人)	53.6% (37人)	52.1% (63人)
欠席日数90日以上の割合		55.0%	47.4% (90人)	46.4% (32人)	47.9% (58人)
内訳	出席日数11日以上	43.7%	41.1% (78人)	43.5% (30人)	39.7% (48人)
	出席日数1～10日	7.8%	5.8% (11人)	2.9% (2人)	7.4% (9人)
	出席日数0日	3.5%	0.5% (1人)	0% (0人)	0.8% (1人)

国と比べて、不登校児童生徒のうち、**長期欠席(90日以上)**となるような児童生徒の割合は少ない。

通常の教員による相談・指導以外の学校内外の機関等での相談・指導等の状況

	全国	本市	本市小学校	本市中学校
不登校児童生徒数	244,940人	190人	69人	121人
学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の割合	63.7% (156,009人)	65.2% (124人)	73.9% (51人)	60.3% (73人)

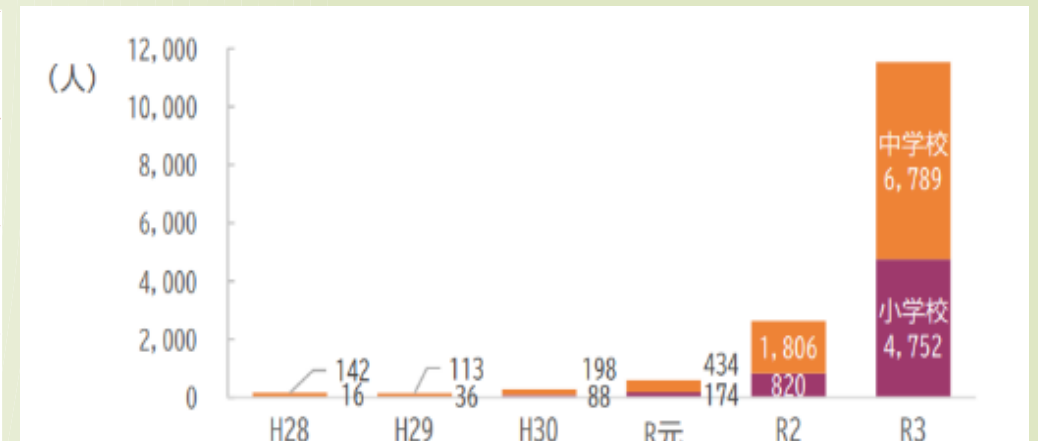


学校内での相談・指導 *SC・相談員・養護教諭等	71.1% (110,908人)	93.5% (116人)	88.2% (45人)	97.3% (71人)
①適応指導教室	16.1% (25,209人)	4.8% (6人)	3.9% (2人)	5.5% (4人)
①以外の教育委員会機関 (ホームスタディ等も含め)	11.4% 17,753人	4.0% (5人)	7.8% (4人)	1.4% (1人)
民間フリースクール	5.9% (9,129人)	8.9% (11人)	13.7% (7人)	5.5% (4人)

本市では、不登校児童生徒に行う相談・指導において、**公的な教育相談機関での対応に弱さがある。→相談業務統括員の配置**

不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動をもって出席扱いとしている児童生徒数

	全国		本市	
	小学校	中学校	小学校	中学校
R2	820人	1,806人	0人	0人
R3	4,752人	6,789人	3人	33人



一人一台タブレット端末の導入に伴い、急増している。

令和4年度(今年度)の現在までの状況

	小学校		中学校	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
月7日間以上の欠席者 月平均数(4月～10月)	27.6人	42.7人	43.7人	66.6人
適応指導教室	2人	2人	4人	7人
ホームスタディ	4人	5人	2人	3人
民間フリースクール	7人	9人	4人	5人

不登校児童生徒については、**今後も増加していく傾向にある中、**
適応指導教室やホームスタディ、民間フリースクールの利用等ニーズも
増えている。



不登校児童生徒が増加している要因

①「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年制定)への理解

- * 児童生徒の休養の必要性を明示
- * 児童生徒の意思を尊重しながら個に応じた支援を行う

②コロナ禍による影響

- * 生活環境の変化による生活リズムの乱れ
- * 学校生活の制限による人間関係づくりの難しさ
- * 休むことへの抵抗感及び登校する意欲の低下

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の 機会の確保等に関する法律」(平成28年制定)

◆不登校児童生徒に関連する部分について(抜粋)

攷 基本理念(第3条)

- 1 豊かな学校生活を送り安心して教育を受けられるよう学校における環境の確保
- 2 多様な学習活動の実情を踏まえ個々の状況に応じた必要な支援
- 3 安心して教育を受けられるよう学校における環境の整備
- 4 教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ能力に応じた教育機会の確保と教育水準の維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

攷 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議（一部抜粋）

- ・不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- ・不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- ・多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- ・例えばいじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- ・不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- ・不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

児童生徒及び保護者が相談を行う主な教育機関

No.	相談先	
①	学校	教員（養護教諭を含む）
②		訪問教育相談員
③		スクールカウンセラー
④		スクールソーシャルワーカー
⑤	マナビイ	教育相談員
⑥		教育相談専門員
⑦	他	発達相談（発達支援課）

こども・保護者の心の拠りどころ

臨床心理士によるケアやアセスメント

社会福祉士による環境への働きかけ

電話・対面での幅広い相談

臨床心理士による専門的な相談・指導

発達に係る専門的な相談

不登校児童生徒が指導・支援を受ける主な教育の 機会の確保

No.	出席扱い	手立て	指導・支援者	
①	○	別室登校	教員	支援員
②	○	放課後登校	教員	
③	△	ICTオンライン学習	教員	
④	○	公設教育支援事業	教育支援員	
⑤	△	民間フリースクール	民間団体	

スクーリングケアサポーター（大学生等）
訪問教育相談員・市費臨時講師

適応指導教室（教育支援ルーム）指導員
ホームスタディ（訪問型教育支援）支援員

* 教育機会確保法に基づき、民間フリースクールに通う児童生徒の保護者に対して、授業料（指導・支援料）の補助を検討中



学校における相談・支援体制の強化

①近江八幡市不登校対策支援チームの活性化

- * 各学校の教育相談担当・SCやSSW等の専門員等で全体会・校区部会を行い、支援者の連携を深めるとともに、効果的な支援策についてスキルアップを図る。

- * 各学校で、市共通の取組（不登校の予防・早期対応に向けて）を行い、不登校の未然防止、早期に適切な支援に努める。

②学校現場での教育相談・支援体制の充実

- * 各学校で『ケース会議ミニ研修会』を行い、アセスメントの進め方やケース会議の持ち方について指導し、それぞれの学校の相談・支援体制を向上させる。

適応指導教室 「よしぶえ」

摺 指導員2名

摺 対象:市内在住の小学生・中学生

摺 小学生7名 中学生2名(12月末現在)

摺 主な活動:個人に合わせた学習

栽培活動・制作活動・軽運動 等

摺 一人一人の状態に応じて、安心して自分を出せるような
「心の居場所」をつくり、学校復帰を目指す。

摺 個別活動・集団活動がある。



学習室



集団活動「調理実習」



個々に合わせた記録シート

ホームスタディ

掲 ホームスタディアドバイザー 4名

掲 対象:市内在住の小学生・中学生

掲 小学生7名・中学生4名(12月末現在 学校復帰含む)

掲 支援場所:児童生徒の自宅や公共施設、民間施設 等

掲 支援内容:学習改善、生活改善、人間関係改善 等に関する支援

掲 県内で初めての取組であり、今年度13年目

掲 学校からのニーズが高まっている。



個に合わせた教材
作成

事務室の様子

教育相談室

⌋ 相談員3名・専門員1名

⌋ 対象：市内在住の幼児・小学生・中学生本人および その保護者

⌋ 教育相談室1

→教育相談員が電話による相談及び面接による相談を行う

⌋ 教育相談室2

→教育相談室1の相談内容を受け、専門員（臨床心理士）が、
カウンセリング、プレイセラピー等の面談を行う。

⌋ 相談件数 電話：91件、面談152件（10月末現在）

⌋ 親と子に分かれての並行面談等も対応

⌋ 発達に関する相談が増えてきている。



相談室1

市共通の取組(不登校の予防・早期対応に向けて)

共通実践《1》 不登校の未然防止を意識した欠席連絡へ

保護者からの欠席連絡の際、「体調不良」「睡眠不足」等、はっきりとした理由が示され、子どもの状況把握が十分にできておらず、不登校へとつながってしまう。そこで、不登校の未然防止の観点から、日々の欠席連絡において、状況把握に努め、早期に適切な対応を図ることに取り組んでいき

① 保護者からの欠席連絡の際、必ず理由を確認する。

※小学校の低学年については、連絡帳を活用した保護者との連携を図る。
※家庭が不安定で、保護者からの欠席連絡が入らない(連)ある。「毎朝の健康観察や下駄箱チェックで児童の登校状況を把握する」等、各校の実情に合わせた

② 保護者とのやり取りを通して、子どもの

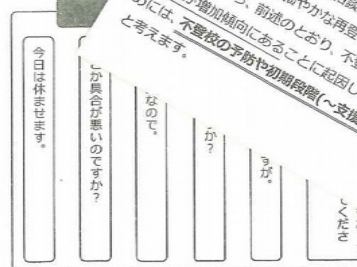
ははっきりしない理由(病気、足引き等)

- ・子どもの心身の状況について丁寧に観察
- ・可能であれば登校(保健室・別室等)
- ・身体的な不調を訴えている場合に

※「体調不良」「睡眠不足」等、いつかさや悩みなどを抱えている児童には、すぐに気づくことができない。また、家庭で安心して過ごすことができない。そのため、学校で安心して過ごすことができない。そのため、学校で安心して過ごすことができない。そのため、学校で安心して過ごすことができない。

⇒ 病気が理由の場合

- ・体温測定や
- ・まだ医師の



近江八幡市 不登校の予防・早期対応に向けて	
～不登校を本格化させないために、支援レベルに応じた対応を！～	
支援レベル	欠席状況
1	欠席1日
2	連続欠席2日
3	連続欠席3日 断続欠席7日
4	連続欠席5日 断続欠席10日
5	連続欠席10日 断続欠席15日

支援体制	支援内容
【学校生活支援員(全教職員)】 →学年会や各級部会等で情報共有	
【電話連絡(担任)】 →子どもの状況を把握	
【家訪問(担任)】 →子どもの状況を把握 ・保護者からの欠席連絡	
【ミニケース会議(学年、関係者等)】 →学年で相談に対応	
【校内ケース会議】 →学校で相談に対応	
【ケース会議】 →専門のスタッフ(SC、SSW、教育相談員等)による関係機関と連携した対応	

シートの活用	共通実践《1》《2》
A. 不登校予防のための予兆チェックシート	
B. 欠席実態把握・初期対応シート	
C. アセスメントシート	
D. ケース会議シート	
E. ケース会議記録シート	
F. ケース会議シート	
G. ケース会議記録シート	

「不登校予防のための予兆チェックシート」の活用

「予兆」は、つらさや悩みなどが表情や行動、身体症状となる。日常的な丁寧な観察が重要となります。

「予兆」には、不登校の予兆と考えられる①～⑤の子どもの姿

「予兆」は、つらさや悩みなどが表情や行動、身体症状となる。日常的な丁寧な観察が重要となります。

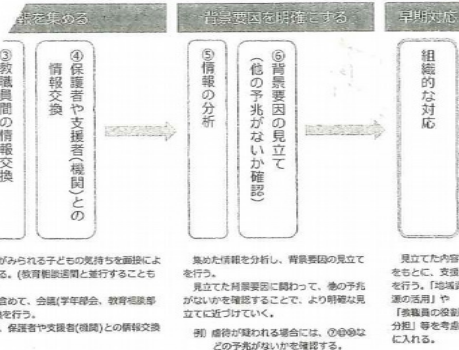
「予兆」は、つらさや悩みなどが表情や行動、身体症状となる。日常的な丁寧な観察が重要となります。

「予兆」は、つらさや悩みなどが表情や行動、身体症状となる。日常的な丁寧な観察が重要となります。

活用(活用手順例)

「記入方法」「実施時期」「実施後の対応」「シートの保存方法」
「予兆」に早期に気づき適切に対応するきっかけづくりとしての活

相談部会等の機会を利用して実施する例



共通実践《1》《2》

広報・周知資料





今後の課題について

- * 現在の各種支援・相談体制の一層の効果的な活用
- * 不登校傾向の児童生徒の早期発見及びアセスメントに基づいた適切な初期対応
- * 学校における別室対応(校内教育支援ルーム)の体制の整備
- * フリースクール等民間団体との「協力・連携の関係」の構築
- * 1人一台タブレット端末等ICTやオンラインの特性を生かした学習支援の充実
- * 不登校児童生徒の保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援・相談の充実
- * 切れ目のない教育相談・支援の拠点となる施設の整備